

5 監 第 8 2 号  
令和5年12月27日

福島市議会議長 萩原太郎様  
福島市長 木幡浩様

福島市監査委員 佐藤博美  
同 佐藤成  
同 尾形武  
同 丹治誠  
(公印省略)

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定による定期監査及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

令和5年度  
定期監査 結果報告書

財務部  
商工観光部

令和5年12月27日提出

福島市監査委員

# 定期監査の結果に関する報告

## 第1 準拠している基準

福島市監査基準

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

## 第3 監査の対象

### 1 対象部局

財務部：管財課、契約検査課、財政課、市民税課、資産税課、納税課、  
財産マネジメント推進課、公共建築課

商工観光部：産業雇用政策課、商工業振興課、企業立地課、  
コンベンション施設整備課、観光交流推進室

### 2 対象期間

令和4年4月から令和5年3月までの執行業務  
(必要に応じて令和3年度及び令和5年度の執行業務)

## 第4 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理について、次の視点で監査を行った。

- 1 収入、支出、契約、財産管理などの事務が適法、適正、正確に執行されているか
- 2 コスト縮減など経済的、効率的な事務執行が行われているか
- 3 事業手法が目的を達成するために有効なものか
- 4 内部統制の整備状況、運用状況が有効か

## 第5 監査の主な実施内容

重点監査事項である「市が補助金等を支出している事務」及び前回の注意事項等については、内部統制の整備状況及び運用状況について、提出を求めた資料や関係職員からの説明・聴取により有効性を評価し、リスクの程度に応じて実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、金庫確認、備品確認及び施設実査を実施した。

## 第6 監査の実施場所及び日程

### 1 実施場所

福島市役所及び十綱湯、天王寺穴原湯、八幡の湯、大門の湯（施設実査）  
※天王寺穴原湯以外は資料の確認をもって施設実査に代えた。

### 2 日程

令和5年8月17日から令和5年12月26日まで  
（うち施設実査 令和5年11月15日）

## 第7 監査の結果

第1から第6まで記載のとおり監査した限りでは、財務に関する事務の執行等は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められた。ただし、以下の内容については、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、別途留意又は改善を促した。

#### 収入事務関係（調定・徴収事務関係）

- ・雑入（電気使用料）について、重複して徴収していた月があった。

（商工業振興課）

#### 旅行命令・復命書関係

- ・出張旅費を重複して支給しているものがあった。

（コンベンション施設整備課）